

搜索追及審査～囑託警察犬審査・科目別審査実施要領～

1 審査訓練科目

草地およびアスファルト舗装地等における被疑者追及並びに遺留品の発見ができること

2 審査コースの設定

- (1) 通常歩行で120～160歩、4～6屈折の印跡線(往復印跡)とする。
- (2) 遺留品は、最終地点に1箇所とし、カーペット片、布、木片、合成樹脂製品、紙製品、金属製品の中から、いずれか1点を置く。
- (3) 印跡線を示す表示(ピン)等は使用せず、出発点のみを明示する。
- (4) 印跡から10～30分経過後に審査を開始し、制限時間は4分とする。
- (5) 原臭は印跡者の靴内側から滅菌ガーゼで採取した移行臭とする。

3 審査進行要領

- (1) 審査の開始及び終了は、すべて係員の指示による。
- (2) 受審者は、コースが見えない位置で待機し、係員の誘導によって出発点の手前5メートルの地点に移動する。
- (3) 受審者は開始に先立ち、係員に対し受審者の氏名、犬名、犬が遺留品を発見した場合の告知態度(咆哮・停座・伏臥・立姿)を係員に対して申告し、出発点で犬に原臭を嗅がせて出発させる。
- (4) 「さがせ」「におえ」などの声符・視符は認めるが、複数の声符・視符を使い分けるなど、誘導と判断される場合は減点・失格の対象とする。
- (5) 係員の指示に従わない場合や審査の進行を妨害する等の行動がある場合には、失格とすることがある。
- (6) 犬が印跡線とまったく異なった方向に進行した場合や、意欲・態度が良好で印跡のお逆方向に追及した場合は、係員が指定した地点からの再出発を指示する。
- (7) 犬が出発した時点から時間計測し、犬が発見告知して受審者が係員に発見報告をした時点で計測終了とする。
- (8) 10メートル程度のロングリード(搜索紐)を使用し、受審者は末端を必ず把持し、犬とはあまり接近せず、一定の間隔を保つこととする。
- (9) 出発後は、ロングリードを緩ませて一部が地面に接触するようにする。